

法務・知財担当者向け米国訴訟管理の実務と戦略 ～製造物責任・特許侵害訴訟を中心に「訴訟プロジェクトマネジメント」の 観点から解説～【大手日本企業の最新事例と教訓を緊急解説】

講師 ^{まきの かすお} **牧野和夫** 氏 芝 綜 合 法 律 事 務 所
弁護士・弁理士・米国弁護士

日時 平成30年5月17日(木) 午後2時00分～午後5時00分

企業がアメリカで訴訟に巻き込まれると高額賠償や企業イメージの低下などの大きなリーガルリスク・ビジネスリスクが発生します。そこで、企業は多額の予算を使って定額で秘密裏に訴訟を解決することを目指し、アメリカ大手法律事務所を活用しなければなりません。ところが、アメリカの訴訟についてよく分からないという理由で訴訟管理については、「お任せスタイル」になることが多いのではないのでしょうか。とりわけ最近の日本企業へ米国のパテントロールからの特許侵害訴訟、輸入差止め事件の多発に加えて、日本の製薬会社に対する高額賠償事件、自動車部品メーカーによるリコール事件など日本企業を取り巻くリスクは急激に高まってきています。

そこで、本講座では、米国の訴訟管理・リスク管理を迅速かつ適切に行う為には何をすべきかという観点から検討します。訴訟管理をいわゆる「プロジェクトマネジメント」の一つとして捉えて、訴訟プロジェクトマネージャーの観点から企業の法務部や知財部がより積極的に訴訟管理に関わって行き、それにより予算を効率的に使用し対応実務や戦略を強化して、ベストな結果を得るために何が必要であるかを検討します。訴訟管理の具体的な事例としては、製造物責任訴訟及び特許侵害訴訟を中心にお話します。アメリカ訴訟対応でなんとなく現状の対応に不安を持たれている企業の方々にお勧めします。

【アメリカ民事訴訟の基礎と実務】

1. アメリカの訴訟における大きなリスク

- ・訴訟社会アメリカ ・差別される外国企業
- ・高額賠償を支えるアメリカの司法インフラ(①巨大な法曹人口②成功報酬③証拠開示④陪審裁判⑤懲罰賠償など)
- ・訴訟手続全体の流れ

➤ 連邦裁判所の事件と州裁判所の事件(①提訴(Complaint) ②答弁書(Answer) ③証拠開示手続(Discovery) →時間・コストの3分の1～2分の1を要する膨大な作業 ④公判前手続(Pre-trial conference) ⑤公判(Trial) ⑥陪審評決(Jury Verdict) ⑦判決(Judgment) ⑧上訴(Appeal))

2. 訴訟対応は会社の重要プロジェクト

- ・進捗管理、予算管理を含む事業計画の策定 ・特許訴訟や独禁法訴訟など企業戦略と密接に関係している場合

3. 訴訟管理の基本的な知識

- ・訴訟や紛争の発生の認知方法 ・法律事務所や弁護士の情報入手方法 ・相見積もりや入札 ・コンフリクトの調査
- ・事件評価書(Case Evaluation Report)の活用 ・対応チームの構成、予算管理 ・他の弁護士事務所からの助言

4. 法律事務所以外のコンサルタントの活用

- ・陪審裁判コンサルタント ・学者(法律学者、法廷心理学者、経済学者) ・専門家証人(Expert Witness)
- ・保険会社 ・会計事務所 ・経営コンサルタント

5. 証拠開示要求への対応

- ・証拠開示手続とは ①質問状(Questionnaire) ②文書提出要求(Request for Production of Documents) ③証言録取 (Deposition) 原則＝当事者間で任意に要求、従わない場合に裁判所命令(Court Order)⇒重大な罰則が課される。例外＝a. 弁護士秘匿特権 (Attorney-Client Privilege) b. ワークプロダクト (Work Products Doctrine) c. 企業秘密 (Trade Secret)
- ・Deposition (証言録取) はどのように行われるか ・Deposition (証言録取) への対応

【「アメリカ・デポジションの心得」を参加者全員に配布します】

- ・E-discovery の概要と対応 ・企業の技術者の証言録取対応

【アメリカ民事訴訟の対応戦略】

6. 和解のタイミングや妥当な金額をどのように捉えるか

- ・アメリカでも民事訴訟の90%は和解で解決 ・和解のタイミング ・和解の妥当金額の評価

7. 「訴訟プロジェクトマネジメント」のあり方と法律事務所との上手な付き合い方

- ・広報戦略の重要性 (オートフォーカス事件、コダック事件の教訓)

8. 大手日本企業の米国訴訟最新事例と教訓を緊急解説～Western Digital vs Toshiba

【トロールの現状と対応】

9. トロールの現状と対応

- ・増加するトロール訴訟と高額賠償 ・どのようなトロール企業があるのか? ・どのような対応が適切か?
- ・トロールに対する規制の動き(特許法改正・最高裁判例など)

10. その他最新情報

【講師紹介】1981年早稲田大学法学部卒。1989年 GM Institute 修了、1991年ジョージタウン大学ロースクール法学修士号、2013年ハーバード・ロースクール交渉戦略プログラム修了。いすゞ自動車株式会社法務部課長、アップルコンピュータ(株)法務部長、早稲田大学大学院講師、東京理科大学大学院客員教授、尚美学園大学院客員教授を経て、現在、早稲田大学、関西学院大学法学部・商学部、琉球大学ロースクール、同志社大学ビジネススクール、東京医科歯科大学大学院、明治学院大学法学部の各兼任講師、企業法務協会理事など。主な著書に「英文契約書の基礎と実務」DHC、「やさしくわかる英文契約書」日本実業出版社、「国際取引法と契約実務(3訂版)」(共著)、「初めての人のための契約書の実務」、以上中央経済社、「契約書が楽に読めるようになる「英文契約書の基本表現」」日本加除出版、ほか現在まで著書は66冊を数える。

※録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

■主催 **経営調査研究会**
■後援 **金融財務研究会**
http://www.kinyu.co.jp

Facebook : <http://www.facebook.com/keichoken>
Twitter : <https://twitter.com/#!/keichoken>
Blog : <http://keichoken.blogspot.com/>



開催日

平成30年5月17日(木)
14:00~17:00

会場

茅場町・グリーンヒルビル
金融財務研究会本社 セミナールーム
東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8
TEL 03-5651-2030
地下鉄東西線・日比谷線 茅場町駅
6番出口より徒歩1分
(開場は開演の30分前です。)

参加費

1名につき34,800円
(消費税、参考資料を含む)

1社2名以上同時に参加お申込みいただいた場合、お2人目から1名につき29,000円。追加申込みの場合はその旨ご記入下さい。

申込先

経営調査研究会 ホームページ <http://www.kinyu.co.jp/>
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリーンヒルビル
TEL 03-5651-2033 FAX 03-5695-8005

申込方法

ファックス又は郵便にて参加申込書をお送り下さい。上記ホームページの申込欄からもお申しいただけます。折り返し、受講証と請求書を郵送致します。参加費は下記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)参加費の払戻しは致しませんので申し込まれた方がご都合の悪い時は代理の方がご出席下さい。又当日ご参加になれなかった場合、当社および金融財務研究会主催の他のセミナーに無料でご出席いただけます。(但し新しいセミナーの参加費との差額が2,000円以上の時は差額をお支払いいただきます。また、振替は1年以内にお願いたします。)
ご記入いただきました個人情報、当社および関係会社の受講者名簿の整備や今後開催されるセミナーのご案内等に使用します。

振込口座

普通預金 口座名 (株)経営調査研究会

三菱UFJ銀行 八重洲通支店 0602180 三井住友銀行 東京中央支店 3207281
みずほ銀行 京橋支店 1813877 三菱UFJ信託銀行 日本橋支店 1979947

----- 切らずにこのままお送り下さい -----

FAX 03-5695-8005

法務・知財担当者向け米国訴訟管理の実務と戦略

5 / 17

◆参加申込書◆

平成30年 月 日

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい	会社名	TEL FAX		
	所在地	E-Mail 〒		
	参加者ご氏名	部課名		
	〃	〃		
	〃	〃		
	〃	〃		
	書類送付先 (同上の場合記入不要)	ご担当者 TEL	部課名 FAX	

*セミナーコード 0909 (Law-300909)

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。